

北京で税務事前裁定を試行、税務面からビジネス環境の最適化を促進

2024年5月
第11号

概要

2024年4月18日、北京市税務局は「国家税務総局北京市税務局による税務事前裁定業務弁法(試行)」¹(京税弁発[2024]8号。以下、「本弁法」)を公布し、同日から施行しました。当該制度では、北京の法人納税者が、将来発生が見込まれる複雑かつ重大な税務事項に対する税務政策の適用方法における確定性を向上させ、また、企業が税務コストをより適切に評価し経営上の意思決定に資することが期待されます。

詳細

背景

税務事前裁定は、税務の確定性を高め係争を減少させるための措置となります。現在、国家レベルの税務事前裁定制度は存在しないものの、過去数年間において、複数地域の税務局が大企業向けの個別サービスとして事前裁定を試行しており、今年に入りそのペースを加速させています。例えば、2023年末に上海市税務局は「上海市税務局による税務事前裁定管理弁法(試行)」を公布し、2024年4月には茂名市税務局は「大規模企業の複雑な税務事項の税務事前裁定制度の推進に関する通知」を公布しています。今回、北京で公布された本弁法は、首都のビジネス環境を継続的に維持発展させ、税務の確定性に係る税務局によるサービスの水準を向上させることにも寄与します。各地における税務事前裁定の取組み及びその実例については、PwC「中国税務ニュースフラッシュ」2022年第20号及び2024年第1号²をご参照ください。

北京税務事前裁定の適用範囲

本弁法によると、「税務事前裁定」とは、企業が申請した、将来発生が見込まれる特定の複雑な税務事項に対し、現行の税法、法規、規則、規范文書(以下、「税務政策」)の適用方法について、税務局が意見を書面で通知する行為を指します。適用範囲は以下の通りです。

納税者: 本弁法は北京市を範囲とする法人納税者に適用されます。従い、個人の納税者、その他省・市の納税者は適用対象者に含まれません。北京市とその他省・市の納税者が同時に取引に関与する場合、北京企業が申請した裁定意見は北京企業の税務処理にのみ適用され、その他省・市の納税者には効力を持ちません。

税目: 本弁法では適用税目を明確に限定していません。従い、主要な税目として挙げられる企業所得税、個人所得税、増値税、消費税、印紙税等はいずれも、事前裁定を通じて税務処理を明確化できる可能性があります。但し、税務局は税関が徴税管理する関税、輸入増値税等の輸出入に関連する税目を取り扱わないことから、これらの税目には本弁法は適用されないと考えられます。

対象事項: 本弁法は、企業の「将来発生が見込まれる」複雑かつ重大な税務事項に適用すると明確に示しています。「重大な税務事項」について、本弁法では取引金額や税額に係る基準に言及していないことから、企業におかれましては、税務局に対する事前確認の必要性について考慮する必要があります。また、本弁法は事前裁定の対象外となる事項を規定しています。具体的な内容は以下の通りです。

- 確実ではない計画または 24 ヶ月以内に発生しない事項。つまり、24 ヶ月以内に計画されている取引について、税務処理を明確化するために事前裁定を申請することが可能であること意味しています。
- 現行の税務法規等に明確な規定があり、当該規定を明確に適用できる事項、及び現行の税務政策には規定がなく税務に係る立法が必要な事項には、事前裁定は適用されません。例えば、企業の合併に伴う資産譲渡については、税務法規により増値税の免税が明確に規定されているため、事前裁定の適用対象外となります。企業が新規取引に関する計画がある場合、現行の税務政策には関連規定がなく、立法による解決が必要である場合も、事前裁定は適用されません。つまり、事前裁定は現行の税務政策の枠組みの下、その取引に適用する税務処理の解釈を求めるものである必要があります。
- 申請者が過年度に完了した取引と同様の特徴を有し、かつ当該過年度の取引について税務局と協議中であり、税務処理が確定していない事項は、事前裁定の範囲に含まれません。従い、企業は関連事項について、すでに税務局と協議中である場合、事前裁定を申請することは適切ではないと考えます。
- 合理的な商業目的を伴わない、または法律法規にて明確に禁止している事項に対して、事前裁定を適用することはできません。従い、企業のアレンジメントが租税回避を目的としている場合、事前裁定は適用されません。

事前裁定の申請、受理、審議及び裁定

プロセス: 事前裁定のプロセスは、申請、受理、審査、裁定の 4 つに分類されます。「国家税務総局による『千戸集団名簿管理弁法』公布に関する公告」³(国家税務総局公告[2017]7 号)に基づき決定された北京の「千戸集団(年度納税額が国家税務総局の管理基準に達している企業グループ)」については、国家税務総局北京市税務局第一税務支局に申請書類を提出し、同支局が受理した場合、市局が裁定を行います。その他の納税者は主管税務局の税務サービス窓口で申請書類を提出し、主管税務局が受理を担当します。原則として区局が裁定を行い、区レベルで裁定意見を発行できない場合、市レベルの税務局が裁定を行うこととなります。「税務事前裁定意見書」は受理機関から申請者に送付されます。本弁法において、各段階におけるプロセスに要する期間及び審査に関する内部手続は明記されていません。申請者におかれては、税務局と事前に協議し、事前裁定申請のために十分な時間を確保することを推奨します。

文書: 申請者の提出資料には、「税務事前裁定申請書」、「税務事前裁定説明書」、関連部門の承認、認定または裁定文書(該当する場合)、実施事項の具体的な計画、契約書、議事録、実行可能性に関する分析報告、批准文書、実施事項の各当事者による当該事項に係る財務処理等に関する資料等が含まれています。申請者は「税務事前裁定申請書」において、裁定申請事項、事業運営及び納税への影響、関係グループ企業の状況及び裁定事項の発生予定時期、適用する税制に関する意見等を詳細に記載しなければならない点に留意が必要です。つまり、申請者が申請事項に対し明確な税務分析を行っていることが裁定の前提であるともいえます。これは、税務局がより効率的に裁定事項に対する判断を行うにあたっての基礎となります。

税務事前裁定の執行及び事後管理

本弁法は、事前裁定が税務局及び納税者に対して法的拘束力を有するかについて言及していません。現行制度における事前裁定は企業に対する「個別納税サービス」であり、企業の権利義務に対し実質的な影響を及ぼす「行政行為」には該当せず、不服申し立てまたは訴訟の対象とはなりません。但し、「税務事前裁定意見書」には税務局の署名が付され、裁定意見は申請者が申請した税務事項に適用されるものと本弁法にて規定されていることから、裁定意見は信頼できるものであることを意味しています。留意点として、事前裁定意見は申請者が申請した取引にのみ適用されます。つまり、その他納税者による同一取引または同一納税者の裁定を経していないその他取引に直接適用することはできません。

また、事前裁定を申請した事項が実施されない、実質的な変化が生じた、または完了した場合、申請者は受理機関に報告しなければなりません。同時に、主管税務局も事前裁定及び申請者の実際の経営活動をモニタリングします。注意すべき点として、特定の状況下においては事前裁定の意見が自動失効する可能性があることです。詳細は下表の通りです。

段階	状況	効力	申請者に求められる報告要件
申請時	納税者が提出した資料の合法性、真実性、正確性、網羅性に不備がある。	裁定 自動 失効	適用しない
裁定取得後	裁定において根拠とする税務政策が変化し、裁定意見に実質的な影響を及ぼす。		適用しない
	申請者が税務事前裁定意見に対する異議を提出する。		適用しない
取引実施	実際に発生した税務事項と裁定申請の記載内容が一致しない。		税務事前裁定を申請した事項に実質的な変化が生じた場合、申請者は 30 日以内に書面にて受理機関に報告し、将来発生が見込まれる事項について再度申請することができる。
	裁定を申請したビジネスまたは取引を実施したものの、裁定意見に基づいた税務処理を行っていない。		税務事前裁定で申請した事項を実施し完了した場合（裁定意見に基づき税務処理を行ったかにかかわらず）、申請者は 30 日以内に書面にて受理機関に報告しなければならない。
取引未実施	税務事前裁定意見書が発行されてから 24ヶ月以内に、裁定を申請したビジネスまたは取引を実施していない。	税務事前裁定で申請した事項を実施しない場合（24ヶ月以内にかかわらず）、申請者は 30 日以内に書面にて受理機関に報告し、将来発生が見込まれる事項について再度申請することができる。	

まとめ

北京の税務事前裁定弁法は企業の税務の確定性を高め、税務リスクを低減し、特に M&A 取引の多い企業、上場を計画している企業、または新規事業への参入を検討している企業にとって大きなメリットになることが想定されます。新制度としての事前裁定は運用試行段階であり、また一般的に裁定事項は複雑であることが想定されることから、税務局は比較的多くのリソースを投入し審議する必要があるため、企業の事前分析の重要性はより高まると考えます。

2015 年、国務院法制弁公室は「徴税管理法改正草案（意見募集稿）」について意見を求め、「事前裁定制度」の設置に言及しました。当時は改正案の内容に議論の余地があったため合意には至りませんでしたでしたが、この度、「第 14 回全国人民代表大会常務委員会立法計画」では「徴税管理法」の改正について任期内に審議すべき項目として盛り込まれています。「国務院 2024 年度立法工作計画」においても、「徴税管理法改定草案」を全国人民代表大会常務委員会にて審議すべき項目としています。現在、全国ではすでに多くの省・市で事前裁定制度が試行されており、且つ「徴税管理法」改正案の審議も予定されていることから、全国レベルの事前裁定制度の構築が再検討され、省を跨ぐ取引における税務の確定性及び一貫性の早期実現が期待されます。

注釈

- 「『国家税務総局北京市税務局による税務事前裁定業務弁法（試行）』公布に関する通知」
<http://beijing.chinatax.gov.cn/bjswj/sszc/zxwj/202405/58a543c23f1b4b85b6b15f83be850199.shtml> (中国語)
 - 「中国税務ニュースフラッシュ」2022 年第 20 号:「各地で地域間の税務事前裁定を模索し、国の地域間協調発展戦略により良いサービスを提供」
<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2022q3/chinatax-news-aug2022-20.pdf> (中国語)
- 「中国税務ニュースフラッシュ」2024 年第 1 号:「2024 税務政策解説:上海で税務事前裁定を試行、税務の確定性を向上へ」
<https://www.pwccn.com/en/tax/publications/chinatax-news-jan2024-1-jp.pdf> (日本語)
- 「国家税務総局による「千戸集団名冊管理弁法」公布に関する公告」(国家税務総局公告[2017]7号)
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfqk/c100012/c5194719/content.html> (中国語)

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などございましたら、下記の **PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム** 担当者まで随時ご連絡ください。

李尚義

PwC 中国税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

莊子男

PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陳志希

PwC 中国北部税務主管パートナー
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任穎麟

PwC 中国中部税務主管パートナー
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 中国南部税務主管パートナー
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿では、中国又は中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2024年5月21日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特別行政区の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行又は検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々々とノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
TEL: +86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存又は新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) 又は香港のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2024 PwC. 普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

北京试行税收事先裁定，优化税收营商环境

二零二四年五月
第十一期

摘要

2024年4月18日，北京市税务局发布《国家税务总局北京市税务局税收事先裁定工作办法（试行）》¹（京税办发[2024]8号，以下简称“办法”），自印发之日起实施。该机制将有助于北京的企业纳税人就预期未来发生的复杂重大涉税事项如何适用税收政策获得税收确定性，助力企业更好地评估税收成本，辅助商业决策。

详细内容

背景

税收事先裁定是一种提升税收确定性、减少涉税争议的举措。迄今，在国家层面尚无税收事先裁定制度，但是过去的几年中，多地税务机关均有将事先裁定作为大企业个性化服务的尝试，并在今年加速了探索的步伐。例如，2023年末，上海市税务局发布《上海市税务局税收事先裁定工作管理办法（试行）》，2024年4月，茂名市税务局发布《关于推行大企业复杂涉税事项税收事先裁定工作机制的通告》。而北京本次发布的办法也将有助于持续优化首都营商环境，提升税收政策确定性服务水平。关于税收事先裁定的地方探索和案例，详见普华永道《中国税务/商务新知》2022年第20期和2024年第1期²。

北京税收事先裁定的适用范围

根据办法，“税收事先裁定”是指税务机关就企业申请的关于预期未来发生的特定复杂重大涉税事项应如何适用现行税收法律、法规、规章、规范性文件（以下简称“税收政策”）给予书面告知政策适用意见而开展的纳税服务。普华永道将适用范围总结如下：

纳税人：该办法适用于北京市范围的所有单位纳税人。换言之，自然人纳税人、外省市纳税人不属于申请范围。因此，如果一项交易同时涉及北京和外省市纳税人，北京企业申请的裁定意见仅针对北京企业的税务处理有效，不会对外省市纳税人有效力。

税种：办法未明确限制适用税种。因此，企业常见的企业所得税、个人所得税扣缴、增值税、消费税、印花税等问题都可能有机会通过事先裁定明确税务处理。但是由于税务机关不涉及海关征管的关税、进口增值税等进出口税种，因此推定这些税种应该不适用本办法。

事项：办法明确适用于企业“预期未来会发生”的特定复杂重大涉税事项。关于“重大”，办法未提及是否有交易金额或涉税金额门槛，企业可能需要就此与税务机关提前确认。此外，办法规定了一些不适用事先裁定的事项，包括：

- 无确定的立项计划或 24 个月内不会发生的事项。这意味着企业可以就 24 个月内有计划的交易申请事先裁定，明确税务处理。
- 现行税收法律法规等已有明确规定，可直接适用相关规定的事项；以及现行税收政策没有规定，需要税收立法的事项，不属于事先裁定的范围。举例来说，如果企业合并涉及的资产转让，税收法规已明确不征收增值税，就不属于事先裁定范围；如果企业拟从事一种新兴交易，现行税收政策完全没有规定，需要立法解决，也不属于事先裁定的范围。换言之，事先裁定寻求的应当是在现行税收政策框架下，对交易适用税务处理的解释。
- 与申请人在以前年度完成的交易事项具有相同特性，且该以前年度的交易事项正在与税务机关沟通中，未有税务处理结论的事项，不属于事先裁定范围。因此，如果相关事项已经在税企沟通进程中，就不适宜再提出事先裁定了。
- 不具有合理商业目的或国家相关法律、法规明确禁止的事项不得适用事先裁定。因此，如果企业的安排是出于避税目的，不适用事先裁定。

事先裁定的申请、受理、审核与裁定

流程方面，依次分为申请、受理、审核、裁定四个环节。按照《国家税务总局关于发布〈千户集团名册管理办法〉的公告》³（国家税务总局公告[2017]7号）确定的在京千户集团，向国家税务总局北京市税务局第一税务分局提交申请，第一税务分局受理的，由**市局**进行裁定。其他纳税人向主管税务机关办税服务厅提交申请资料，由**主管税务所**负责受理，原则上由**区局**进行裁定，确认无法自行出具裁定意见的，可提交至市局进行裁定。《税收事先裁定意见书》由受理机关送达申请人。办法没有提及各环节流程的时长和审核的内部程序，建议申请人与税务机关预沟通，为裁定申请留足时间。

文书方面，申请人需提交的材料包括《税收事先裁定申请表》；《税收事先裁定知情书》；相关事项获得相关单位的审批、核准或裁定文书（如有）；拟实施事项的具体方案、合同、协议、会议纪要、可行性研究报告、批复文件、拟实施事项各方就该事项的财务处理等相关佐证资料等。须注意，申请人须在《税收事先裁定申请表》中详细说明申请裁定事项、对生产经营和纳税的影响、涉及的企业情况及预期发生时间、适用的税收政策倾向性意见等。也就是说，裁定的前提是申请人已经对事项有比较明确的税务分析，这也有助于税务机关更高效地对裁定事项作出税务判断。

税收事先裁定的执行与后续管理

办法没有提及事先裁定对税务机关和纳税人是否有法律约束力。因为目前的体系下，事先裁定是针对企业的“个性化纳税服务举措”，不属于针对企业的权利义务产生实质影响的“行政行为”，不具有可复议性或可诉讼性。不过，《税收事先裁定意见书》会由税务机关签章，并且办法规定，裁定意见适用于申请人本次所申请的涉税事项，这意味着裁定意见是可以信赖的。须注意，事先裁定意见仅适用于该申请人本次申请的交易，即使其他纳税人有相同的交易，或者同一纳税人有未经裁定的其他交易，也不能直接适用。

此外，税收事先裁定申请的事项不再实施、发生实质性变化或实施完毕的，申请人须告知受理机关，主管税务机关也会同时跟踪事先裁定和申请人的实际经营活动。值得注意的是，特定情形下，税收事先裁定意见会自动失效。详见下表总结：

环节	情形	效力	申请人的告知要求
申请时	纳税人提供的资料不合法、不真实、不准确或不完整	裁定 自动 失效	不适用
获得裁定后	裁定时所依据的税收政策发生变化，对裁定意见具有实质影响		不适用
	申请人对税收事先裁定意见提出异议		不适用
实施交易	实际发生的涉税事项与裁定申请所述内容不一致		税收事先裁定申请的事项发生实质性变化的，申请人应在 30 日内书面告知受理机关，并可就后续拟预期发生的事项安排重新申请
	实施申请裁定的相关商业或交易行为，但未按照裁定意见进行相应的税务处理的		税收事先裁定申请的事项实施完毕（无论是否按照裁定意见作出税务处理），申请人应在 30 日内书面告知受理机关
未实施交易	裁定出具之日起 24 个月内，未实施申请裁定的相关商业或交易行为	税收事先裁定申请的事项不再实施的（无论是否 24 个月内），申请人应在 30 日内书面告知受理机关，并可就后续拟预期发生的事项安排重新申请	

注意要点

北京的税收事先裁定办法将有效提升企业的税收确定性、降低税务风险，特别是对于频繁发生并购交易的企业、拟上市的企业、或者拟踏入新兴经营领域的企业来说是个利好。作为一项新制度，事先裁定仍在积累经验阶段，而且裁定事项一般都比较复杂，需要税务机关调配较多的资源进行审议，因此更需要企业前期的深入分析和沟通。建议计划申请裁定的企业尽早安排推进。

2015 年，国务院法制办公室曾就《税收征收管理法修订草案（征求意见稿）》征求意见，提及建立“预约裁定制度”。当时由于条件未成熟，搁置了修订计划。我们欣喜地看到，《十四届全国人大常委会立法规划》再次将修订《税收征收管理法》作为条件比较成熟、任期内拟提请审议的第一类项目，而《国务院 2024 年度立法工作计划》也将《税收征收管理法修订草案》作为预备提请全国人大常委会审议的项目。目前，全国已有多个省市试行了事先裁定，普华永道也期盼本轮《税收征收管理法》能再次考虑建立国家层面的事先裁定制度，早日帮助跨省交易实现全国税收事项的确定性和一致性。

注释

- 《关于印发<国家税务总局北京市税务局税收事先裁定工作办法（试行）>的通知》，详见 <http://beijing.chinatax.gov.cn/bjswj/sszc/zxwj/202405/58a543c23f1b4b85b6b15f83be850199.shtml>
- 《中国税务/商务新知》2022 年第 20 期：《各地探索跨区域税收事先裁定，更好服务国家区域协调发展战略》
<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2022q3/chinatax-news-aug2022-20.pdf>
《中国税务/商务新知》2024 年第 1 期：《解读 2024 税政重磅创新：上海试行税收事先裁定，提升税收确定性》
<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2024q1/chinatax-news-jan2024-1.pdf>
- 《国家税务总局关于发布〈千户集团名册管理办法〉的公告》（国家税务总局公告[2017]7 号），详见 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfqk/c100012/c5194719/content.html>

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队**：

李尚义
普华永道中国税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

庄子男
普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陈志希
普华永道中国北部税务主管合伙人
+86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟
普华永道中国中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2024年5月21日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2024 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。